

令和8年度 寒川町水田保全事業補助金について（通知）

寒川町では、貴重で緑豊かな人為的自然環境として水田を保全するため、一定期間の水稲作付けをしている水田所有者に、水田保全事業補助金を交付いたします。

なお、この事業は水田面積の減少を食い止め、水田環境を維持し、農業振興を図ることを目的としております。

1 補助金対象者

- ・ 町内における市街化調整区域内で水田機能（稲作）を有し耕作をしている田
- ・ 申請面積は、登記面積による（小数点以下は切り捨て）
- ・ 申請時、神奈川県相模川左岸土地改良区賦課金を滞納していないもの
※町外在住の方も対象となります。

2 補助金の額

- ・ 市街化調整区域内の田 1 平方メートル当たり 4 円以内
※予算の範囲内での交付となります

3 補助金の申請

- ・ 申請に必要なもの
 - （１）交付申請書類（交付申請書・事業計画書・収支予算書）
 - （２）振込先の通帳の写し
 - （３）地権者、地目、地積がわかる公的な書類の写し
「固定資産税・都市計画税納税通知書」又は「名寄帳」の写し
 - （４）申請箇所の地図

所定の申請書に必要事項を記入し、農政課へ提出

※前年申請した方で内容に変更が無い場合は、申請の旨を申請期限日までに農政課までご連絡ください。（電話でご連絡いただければ窓口への来庁は不要です。）

・ 申請場所、申請期間

寒川町役場 農政課 0467-74-1111（内線 752）

日時：令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 3 1 日（金）まで
（土・日を除く）

午前 9 時～午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時を除く）

4 その他

- (1) 補助金の申請に必要な書類は、7 月 1 日（水）より農政課またはホームページから取得できます。また、農政課窓口でも配布いたします。
- (2) 補助金の交付は、令和 8 年 1 2 月頃になる予定です。

事務担当は、寒川町農政課 7 4 - 1 1 1 1（内線 7 5 2）